

第4章

基本施策の展開

【方針１】誰も取り残さない、支え合える地域を作る

施策	取組主体
施策１ 民生委員・児童委員 ¹ 支援活動の充実	市・社協
施策２ 地区社協活動の推進	市・社協
施策３ 地域防災における避難行動要支援者への支援	市・社協

～施策１ 民生委員・児童委員支援活動の充実～

施策の概要

民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）は、民生委員法に基づき、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めること」と任務役割が定められており、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、様々な社会福祉活動を行っています。

本市は都心に近いことから、人の流入出が多く、地域のつながりが弱い面があります。そのため、互助の立場で、保健福祉分野に限らず、様々な場面において関わる民生委員の活動に対し、市・社協・地域団体等との連携地域の情報共有強化などの支援を行し充実することで、地域福祉の向上を図ります。

現在の課題

住民の民生委員活動への認知度が低く、民生委員の地域における相談機能や援助活動が、十分に発揮されていない現状があります。

また、数か所の欠員地区があるほか、民生委員の高齢化が進んでいるため、人材の確保と新しい担い手の育成が必要となっています。

住民懇談会等における住民の意見

アンケート調査では、民生委員に期待することは、50.8%の半数以上が「見守り」となっており、続いて、「福祉情報提供」（27.0%）となっています。また、相談したい内容については、「災害時支援について」（19.0%）、「生活・健康について」（15.1%）、となっています。

住民懇談会では、「自分の地域の担当の民生委員が誰だか知らない」、「民生委員や地域の人が入り込んで、地域と関わりが持てる」という意見が出まし

¹「民生委員」は民生委員法に基づき、県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱される、社会福祉の増進に努める非常勤の地方公務員です。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。

た。

評価指標 欠員地区の解消

目標値 欠員地区を令和7年度までに解消する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
欠員地区の解消					

市の取り組み

1 民生委員活動の周知

広報等で民生委員活動を紹介し、市民に理解を広げます。これにより、民生委員がさらに効果的に活動できるようになり、課題解決を行える地域の互助の強化を図ります。

特に地域の情報が不足している転入者に対しては、転入手続き時等の機会を捉え、活動内容や担当地区の民生委員などの必要な周知を行います。

2 民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化

自治会等の地域組織に推薦を依頼するほか、各種サポーターやボランティアなど、地域で活動している人に呼びかけを行い、欠員地区の解消を図ります。

また、民生委員の高齢化が進んでいるため、若い世代へ民生委員活動にかかわっていただくよう働きかけを行っていきます。

3 関係機関との連携

民生委員が、様々な関係機関と連携し地域の情報を共有することで、それぞれの強みを活かし、地域活動の活性化や課題解決が図られるようにします。

また、災害時に速やかな住民支援が図れるよう、支援の役割や情報提供方法などを調整します。

4 課題を抱える世帯への支援における連携

地域における課題を抱える世帯への支援を行う際には、必要に応じ、民生委員もコミュニティケア会議や個別支援会議等に参加し、情報共有を図るとともに、市と連携し効果的な支援を行います。

社協の取り組み

1 事務局機能を通じた各地区の連携支援

民生委員活動が円滑に行われるよう、協議会の事務局を継続します。また、

事務局は4つの地区への情報伝達や調整など、4地区が個々の活動と合同の活動が連携して実施できるように、協議会の支援をします。

2 民生委員への情報提供と関係機関や市、地域団体等との連絡調整

市内の地域団体や市、関係機関と調整を図り、地域の様々な情報（高齢者・子供・障害者）を共有することで、地域の互助を高めます。

3 民生委員活動の周知

あいさつ運動や乳幼児健診のお手伝い、お達者訪問など、有意義な活動について、周知が広がるようサポートしていきます。

住民の取り組み

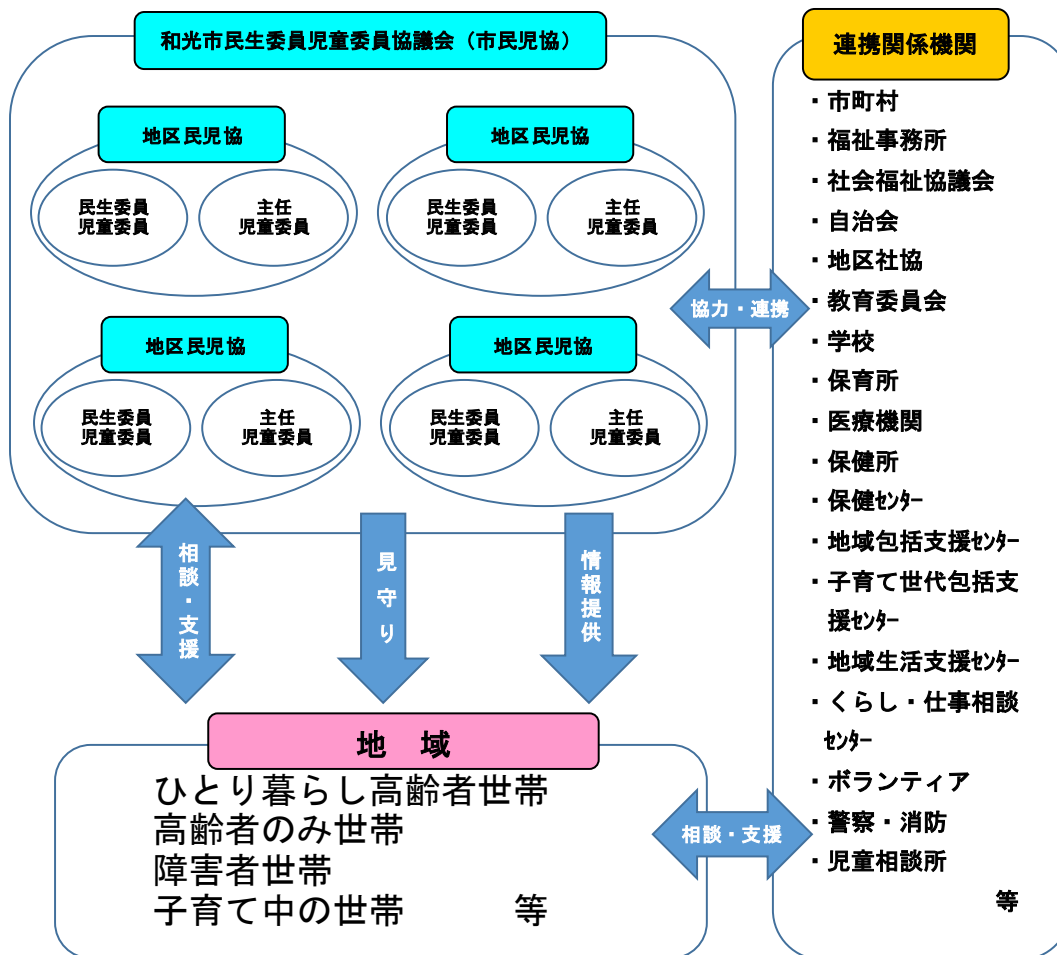
1 民生委員活動への協力

民生委員活動によって、地域で見守りがあること、また子供たちの安全にもつながっていることを理解し、協力することで、住民同士で助け合う互助の力を向上させます。

2 民生委員への相談

地域課題や困りごとなどを解決する手段として、関係機関への連絡のほかに、必要に応じ民生委員に相談します。これにより地域における課題解決に向けた体制づくりにつなげ、地域での支援の輪を広げます。

民生委員・児童委員との連携・協働・支援関係



～施策２ 地区社協活動の推進～

施策の概要

地区社協の設立は、地域で自助・互助機能を発揮するために、必要不可欠なものです。

地域には、地縁団体やボランティアなど様々な地域資源がありますが、これらのつながりを作ることが、地域の現状や動向を我が事として受けとめ、目指すべき将来像に向けて協議し、それに対して取り組んでいくためには重要となります。

第一次・第二次地域福祉活動計画において、住民による活動の組織化を目的にモデル地区を設定・展開し、第三次計画下の平成 28 年度に、第三小学校区、本町小学校区、平成 29 年度に第五小学校区、下新倉小学校区、北原小学校区、令和元年度に第四小学校区で地区社協が設立されました。

第四次計画では、未設立の白子小学校区、広沢小学校区、新倉小学校区においても、地区社協活動が実施されるよう、引き続き支援を行います。

既に立ち上がっている地区社協については、より活発な活動になるように、地域住民、民生委員や自治会等との連携を図られるよう支援していきます。

評価指標 未設立地区社協設置数

目標値 計画期間内に広沢小学校区、白子小学校区、新倉小学校区地区社協設立

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
			→		
	１カ所設立 広沢小	１カ所設立 白子小	１カ所設立 新倉小		

市の取り組み

１ 地区社協の事業支援

地区社協が継続して活動できるよう、事業について社協と連携するほか、財政面での支援を行います。

また、地区社協活動の実施にあたり必要な情報等の提供を行うほか、要望に応じ、市の施策に関する研修等を実施します。

２ 地域各団体や行政との連絡調整

地域の互助力を高めるため、地域の各団体との関係構築及び行政各部署との連携を図ることができるよう連絡調整を行います。

社協の取り組み

1 地区社協の活動支援

設立されている各地区社協においては、地区計画作成や活動の支援、助成金情報の提供などを引き続き行います。加えて、地区社協活動に必要な研修や講演会の開催や情報提供を通じて、自主的な活動がなされるよう支援します。

地域の目指すべき将来像に向けて、住民が関わることができる活動となるよう、地域の実情に応じたサロンや講演会の開催の支援をはじめ、福祉共育への参加を住民に促したり、活動を彩の国ボランティア体験プログラムの活動先として確保していくなど、新たな事業にも取り組みます。また、これまで以上に広く住民に参画してもらえよう、地区社協活動の発信及び周知を行い、多様な活動となるよう支援していきます。

2 地区社協間の連携推進支援

地区社協間においては、相互に発展した会となるよう、情報提供や意見交換の機会を調整するなどの支援をしていきます。

3 地区社協未設立地区への地区社協立ち上げ支援

未設立の地区社協については、地域活動に関心のある住民やボランティアや学生、そして自治会、民生委員、婦人会、高齢者クラブ、ボランティアなどの団体、その他企業及び福祉施設などの法人も含めた多様な地域資源に対し、地域活動に係っていただけるよう、地域福祉コーディネーターが働きかけや支援を行っていきます。

住民の取り組み

1 地区社協活動の理解と参加

健康体操やお茶を飲みながら互いの近況を話し合うサロンを含めた多様な地区社協活動が、住み慣れた地域で尊厳をもって自分らしく暮らすための地域包括ケアシステムを担う介護予防や生活支援、社会参加の機会となることを理解し、必要に応じて参加します。

2 地域福祉コーディネーターの機能の理解と活用

介護予防や生活支援、社会参加の基盤整備を進めるため、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源の開発等により、支え合い活動を推進する地区社協を設置するためのきっかけ作りや、その運営について地域福祉コーディネーターを活用します。

地域福祉コーディネーターと情報共有することで、ケア会議等で公的サービスや専門職と間接的に連携し、生活課題を抱える住民を地区社協活動など地域の社会資源につなげます。

～施策３ 地域防災における避難行動要支援者への支援～

施策の概要

近年、地震や台風、集中豪雨などが多く発生していることから、自力で迅速な避難行動をとることが困難な方（避難行動要支援者²）に対する災害時における支援の必要性が高まっています。また、災害時のみならず、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気づくため、地域における見守りなど、住民による互助活動のさらなる充実も求められています。

今後も、住民、市及び社協が連携し、市全域の防災の取り組みと地域活動の中で防災の意識を高めつつ、要支援者に関する日頃からの情報共有や、それぞれの地域に合わせた支援体制の整備が必要です。

現在の課題

１ 申請率の低さ

当市では、対象者³の人数に対し、申請者⁴の割合が約**38%**（令和元年 11 月時点）と低い数値になっています。現在、制度の周知のために、市のホームページへの掲載、市役所の窓口での案内、介護・障害の事業所を通じての周知を行っていますが、未だに支援を必要とする方に十分に行き届いていないという課題があります。

２ 情報更新が不十分

すでに申請している方で、申請内容に変更が生じた場合でも、市に申し出がない場合は、最新の情報に更新されず、災害時に正しく活用できない恐れもあります。

３ 支援者不足

申請している方のうち、支援者⁵がいる割合は約**55%**であり、４割以上の方

² 「避難行動要支援者」とは、７５歳以上で要介護１の方や、要介護２以上の方、障害手帳の交付を受けている方で等級が一定度以上の方などが該当します。

市では避難行動要支援者のうち、同意の上、申請のあった方の名簿を作成し、毎年、地域の関係機関等へ配付しています。また要支援者毎に「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書」（以下「個別計画書」という。）を作成しています。

³ この場合の対象者とは、和光市避難行動要支援者登録制度実施要綱第二条第一項に定める要件に該当するものを指します。

⁴ この場合の申請者とは、上記の対象者のうち申請している者を指します。

⁵ 支援者とは、要支援者に対し、日常の見守りや、災害時の可能な限りの支援を行う方です。該当者がいる場合は最大３人まで申請できます。（支援者本人の同意が必要です）

に支援者がついていないという課題があります。

住民懇談会等における住民の意見

アンケート調査では、日常生活で自分たちができることとして「見守り・声かけ（46.8%）」、行政へ期待することとして「要支援者の情報提供」との意見が多く挙がりました。一方、個人情報の漏洩を危惧する意見もありました。

評価指標 ①避難行動要支援者の対象者のうち、同意の上申請のあった方の割合
②避難行動要支援者の申請者のうち、支援者が1人以上いる方の割合

目標値 令和7年度までに毎年5%以上の申請率の増加を目指します。
令和7年度までに毎年2%以上の支援者確保率の増加を目指します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
申請率	→ 43%	→ 48%	→ 53%	→ 58%	→ 63%	→ 68%
支援者確保率	→ 57%	→ 59%	→ 61%	→ 63%	→ 65%	→ 67%
未登録者への通知	◇未登録者への通知			◇未登録者への通知		
個別計画書配付	★個別計画書配付			★個別計画書配付		
事業者説明会	◎事業者説明会			◎事業者説明会		

市の取り組み

1 制度の積極的な周知・申請の案内

- (1) 市ホームページ・広報誌への掲載、市内公共施設への申請書類の設置など積極的な広報活動を行います。
- (2) 未登録の対象者に対し、制度案内の通知を送ります。また、市役所窓口での障害者手帳等の申請の際に、制度について案内します。さらに、特に支援を要する方については、戸別訪問等による案内を行います。
- (3) 市内の障害、介護事業所に対し定期的な事業者説明会を開催し、事業者から利用者への制度の周知を図ります。

2 情報の定期的な更新

個別計画書を3年毎に要支援者本人及びその支援者へ配付することで、定期的な計画内容の確認と情報の更新を行います。

3 名簿の有効活用

- (1) 災害時に、すみやかに避難所等へ名簿を提供し、安否確認や避難支援へ活用します。
- (2) 要支援者名簿の活用について社協や住民とともに検討します。

4 個人情報への配慮

自治会、地区社協等へ名簿を提供する際は、個人情報漏洩することがないように、管理・取り扱いを規定した協定書を締結します。

社協の取り組み

災害時に地域住民の助け合いがスムーズに行えるよう、日頃のつながりを強化し、地域の特性や資源を把握し、災害に強い地域を目指します。

1 地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施

防災訓練を実施している地区社協や自治会、福祉施設等と連携し訓練を実施します。

2 災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ訓練の実施

災害ボランティアセンターについて周知を行います。また、地域住民を取り込んだ災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。

3 住民同士による日常での声かけや見守り活動の促進

地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や、見守り・声かけ活動に対する支援を行います。

地域住民の協力が得られるよう、周知・啓発を行います。

地域の気になるところ、目指すべき将来像に、地域住民が意識を向けられるよう福祉共育を推進します。

住民の取り組み

1 制度の周知・申請の案内

地域で申請の必要な方がいた場合は、地域団体等が訪問し、制度や申請の案

内等をし、行政につなげます。

2 支援者確保の取り組み

支援者がいない登録者に対しては、本人の意向を確認した上で、地域団体等が支援者候補を探す取り組みを行います。

3 防災訓練の実施

自治会・地区社協等の防災訓練の実施にあたっては、要支援者の参加する訓練を実施します。

参考：和光市総合福祉会館避難訓練の様子



4 平常時の備え、見守り、災害時の支援

- (1) 要支援者は、日頃から自分自身の情報（個別計画書・携帯電話の活用等）の整理や薬・医療器具など避難時に必要な物の確認を行い、いざという時に携帯できるように準備しておきます。
- (2) 近隣住民に支援を必要とする方がいるかを把握し、平常時には見守りや声かけを行い、避難経路や避難所の確認をしておきます。
- (3) 災害時など避難が必要な際は、自身の安全を確保した上で、支援を必要とする方への避難誘導の声かけや可能な範囲での避難支援を行います。